

参考資料 5

アニマルウェルフェア関係

I 2013年5月に採択されたコード章仮訳（別添）

参考資料 5 - 1 肉用鶏の生産方式

参考資料 5 - 2 肉用牛の生産方式

II 新規章案「アニマルウェルフェアと乳牛生産方式」

（2013年2月 OIE コード委員会報告書 pp535-556 又は Part B.pdf の 177-198 頁目）

掲載場所（URL）：

http://www.oie.int/fileadmin/Home/eng/International_Standard_Setting/docs/pdf/A_TAHSC_Feb_2013_Part_B.pdf

または、

<http://www.oie.int/en/> > [International Standard Setting](#) > [Specialists commissions & groups](#) > [Code Commission & Reports](#) > [Meeting reports](#) > [TAHSC meeting \(February 2013\)](#) > [A_TAHSC_FEBRUARY_2013_PART B.pdf \(1899 Ko\)](#)

III 我が国から 2013年5月に OIE に提出した上記 II の新規章案へのコメント

掲載場所（URL）：

http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/pdf/terre_comment_aw_may_2013_eng.pdf

または、

<http://www.maff.go.jp/> > [組織・政策](#) > [消費・安全](#) > [国際獣疫事務局\(OIE\)](#) > [新着情報](#) または [我が国から OIE に提出した文書](#) > 2013年5月 [陸生動物衛生規約改正案\(アニマルウェルフェア\)](#) に対するコメント

【仮訳】

第7.X.章（案） アニマルウェルフェアと肉用鶏生産方式

第7.X.1.条 定義

本章の目的のため、以下を定義する。

肉用鶏

商用の肉を生産するために飼養されている *Gallus gallus* 種の鳥。村で飼育されている家さんまたは裏庭養鶏は含まれない。

収穫

食鳥処理場に輸送するため農場において鳥を捕まえて積載すること。

第7.X.2.条 適用範囲

以下の推奨事項は、商業目的の肉用鶏生産方式において、初生雛が農場に到着するところから肉用鶏を収穫するまでの生産期間を対象とする。このような生産方式には、生産規模に関わらず、鳥の閉鎖環境での飼育、防疫措置の適用、鳥肉製品の貿易を含む。以下の推奨事項は、ケージ、すのこの床、寝ワラまたは泥土、屋内または屋外で飼養されている肉用鶏を対象とする。

肉用鶏の生産方式は以下を含む：

1. 完全な舎飼い生産方式
環境管理の有無を問わず、肉用鶏は、完全に鶏舎に収容されている。
2. 部分的な舎飼い生産方式
肉用鶏は鶏舎で飼育されているが、屋外の限られた場所への出入りが可能である。
3. 完全な屋外生産方式
肉用鶏は生産期間中全く鶏舎内に収容されておらず、屋外の限られた場所に収容されている。

輸送から食鳥処理場に至るまでの肉用鶏の福祉については、第7.2、7.3及び7.4章を併読すること。

第 7.X.3.条 肉用鶏の福祉の基準又は福祉の状態を測ることができるもの

以下の結果から（福祉の状態を）測り得る所見、特に動物の状態から測りうる所見は、アニマルウェルフェア（以下、動物福祉）の有用な指標となる。肉用鶏が管理されている様々な状況に応じて、対象となる鳥の系統も考慮した上で、これらの指標及び適切な閾値を適用すべきである。その際、物資の供給及び生産方式の設計も考慮しなければならない。

歩様、死亡率そして罹患率のように農場で計測できる基準と、食鳥処理場で計測するのが最適である基準がある。例えば、鶏群は処理時に、打撲、翼の骨折及び損傷の有無を評価することができる。これら損傷の古さは原因を特定する助けとなる。背中への引っかかり傷、接触性皮膚炎及び胸ダコも食鳥処理場で容易に見つけることができる。腹水、足の奇形、脱水や病状のような他の状態も処理時に評価できる。商業用肉用鶏生産の福祉の状態を測り得る値は、国、産業界あるいは地域の適切な標準値を参照して決定することを推奨する。

以下の結果に基づく基準及び結果から測り得る所見は肉用鶏の福祉の有用な指標である。

1. 死亡率、淘汰及び罹患率

一日当たり、週当たりそして累積の死亡率、淘汰及び罹患率は想定される範囲内にあるべき。これら比率の突発的な増加は、動物福祉上の問題を反映している可能性がある。

2. 歩様

肉用鶏は様々な感染性及び非感染性の筋骨格系の疾患にかかりやすい。これらの疾患は、跛行及び歩行異常を起こす可能性がある。跛行あるいは歩行異常を示す肉用鶏は食べ物や飲み水に近づくことが困難である可能性があり、他の肉用鶏によって踏みつけられたり、苦痛を経験したりする可能性がある。筋骨格の問題には、遺伝、栄養、衛生、照明、敷料の質、その他環境や管理要因を含む多くの原因がある。商業用の肉用鶏群は歩行異常について評価されるべきである。歩様を点数化する方法は複数ある。

3. 接触性皮膚炎

接触性皮膚炎は、皮膚表面が長期にわたり湿った敷料やその他湿った床表面に、接触することによって起こる。その状態は、趾蹠底部の皮膚、膝節の背面、時として胸部において糜爛と線維化へと発展する皮膚の黒化として認められる。趾蹠と膝節の病変は深刻な場合、歩行困難になったり、二次感染を起こしうる。処理場で接触性皮膚炎を点数化する方法が開発、認証されている。

4. 羽毛の状態

肉用鶏の羽根の状態を評価することは、福祉の観点から有益な情報となる。羽根の汚れは鳥の接触性皮膚炎と歩行異常に相関し、または環境及び生産方式と関係するかもしれない。羽根の汚れは農場における検査の一環として、収穫時または羽をむしる前に評価することができる。このための点数化の方法が開発されている。

5. 疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率

原因にかかわらず、体調不良は福祉上の懸念であり、粗悪な環境又は飼養管理によって悪化する可能性がある。

6. 行動

a) 恐れを示す行動

恐怖を感じた肉用鶏は人を避ける。この肉用鶏群の行動は、飼養者が肉用鶏と接触しながらゆっくり動く時ではなく、仕事をしながら急いで鶏舎の中を歩いて通り過ぎる時に見られる。(例えば、突然の大きな騒音に対する)恐怖は、肉用鶏が互いに上に乗る状態、さらには、窒息状態を引き起こし得る。恐怖を感じた肉用鶏の生産性は低くなるかもしれない。恐怖の度合いを評価する方法が開発され、認証されている。

b) 空間的分布

鳥の空間的な分布の変化(例 群がること)は、温度面の不快感、あるいは、敷き料が濡れているところがあったり、採光、食物あるいは水の給与が不均等であったりする状態を示している可能性がある。

c) 浅速呼吸と羽翼を広げる行動

過度に喘いだり翼を広げる行動は、暑熱ストレスまたはアンモニア濃度が高いことを示している。

d) 砂浴び

砂浴びは肉用鶏を含む多くの鳥達が行う複雑な身体維持管理行動の一つである。砂浴びの間、肉用鶏は敷き料のような緩い物質で羽根を梳く。砂浴びは羽根を良い状態に保ち、結果として体温を保ち、皮膚を怪我から守るのに役立つ。群れにおける砂浴び行動が減る場合には、敷き料や地面が湿っているあるいは固まっているなど、敷き料や飼育場所に問題があることを示している可能性がある。

e) 採餌、飲水及び啄(ついで)み

採餌や飲水行動の減少は、不適切な給餌や給水空間、栄養の偏り、水質の不良、あるいは飼料の汚染を含む、管理上の問題があることを示唆する。採餌、飲水行動はしばしば肉用鶏が病気の時に低下し、また、採餌行動は、暑熱ストレスを感じている間も減少し、寒冷ストレスを感じている間に増加するかもしれない。啄みは、典型的なものは、歩いて敷き料をつついたり剥がしたりすることによって食べ物を探す活動であり、啄み行動の減少は、敷き料の質に問題があるか、鳥の行動を減少させる状況にあることを示唆する。

f) 羽根つつきと共食い

羽根つつきは、深刻な羽根の消失を招き、共食いにつながることもある。共食いは他の鳥の生肉をむしり取ることで、深刻な怪我や死亡を引き起こしたりする。これらの異常行動は、様々な原因で起こる。

7. 水と餌の消費

日々の水の消費量を監視することは、気温、湿度、飼料の消費やその他の関連事項を勘案した上で、疾病とその他の福祉の状態を示す有用なツールとなる。水の供給に問題があると、敷き料が湿ったり、下痢、皮膚炎や脱水を引き起こす可能性がある。

餌の消費量に変化がある場合は、不適切な飼料、疾病又はその他の福祉の問題があることを示し得る。

8. (生産) 成績

- a) 成長率—一群の平均的肉用鶏の一日当たりの平均増体量(gr)を示す指標
- b) 飼料要求率—肉用鶏が 1 kg 増体するために必要とする飼料の量として表現される、収穫時の合計体重に対する群で消費された飼料の量を測る指標。予想以上の高い値は、福祉の問題を示唆するかもしれない。
- c) 生存率—生産期間の最後に生存していた肉用鶏の割合を示す指標；より一般的には、反対の指標である死亡率として計測される。

9. 損傷率

これら損傷の割合は生産又は収穫時の鶏群における福祉の問題の指標となり得る。損傷は他の肉用鶏によるもの（引っかけ、羽根の消失あるいは羽根つきや共食いによる外傷）及び皮膚病変のような環境条件によるもの、及び捕獲のように人が介在することによるものを含む。捕獲中、最も頻繁に見られる損傷は、あざ、脚の骨折、股関節脱臼及び翼の損傷である。

10. 目の状態

結膜炎は塵埃やアンモニアのような刺激物があることを示している可能性がある。アンモニア濃度が高いと、角膜の炎症も引き起こし、遂には失明する可能性がある。目の発達異常は、照度の不足と関連しうる。

11. 鶏鳴

鶏鳴は、気分の良し悪し両方の感情を示唆し得る。熟練した動物取扱者は鶏群の鳴き声から聞き分けることができる。

第 7.X.4 条 推奨事項

1. 防疫措置と動物衛生

a) 防疫措置と疾病予防

防疫措置とは、群れを一定の健康状態に維持し、特定の感染源の侵入（又は排出）を防ぐために設計された一連の措置を意味する。

防疫措置の計画は、可能な限り最良の群れの健康状態とそれぞれの肉用鶏の疫学集団

に特有の現在の疾病リスク（地域性、外来性あるいは越境性）に応じて、これに相当する陸生動物コードの推奨事項に従って、設計及び実行すべきである。

これらの計画は疾病及び病原体の主な伝播経路を管理すべきである。すなわち、

- i) 他の家きん、飼育された及び野生の動物及び人間からの直接感染
- ii) 器具、施設および運搬資材などの媒介物
- iii) ベクター（例えば、節足動物及び小型げっ歯類）
- iv) エアロゾル
- v) 水の供給
- vi) 飼料

（結果から）福祉の状態を測り得る所見：疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、死亡率、成績

b) 動物衛生管理、予防的投薬及び獣医学的治療

動物衛生管理とは、肉用鶏の健康および福祉を最適化すべく設計された体系を意味する。疾病及び悪条件の予防、治療及び管理を含む。

肉用鶏の世話に責任を有する者は、飼料及び水の摂取量の変化、増量の減少、行動の変化、羽、糞あるいは他の外観的異常といった体調不良あるいは苦悩の徴候に気付くべきである。

責任者は、病気、体調不良あるいは苦悩の原因を特定あるいは改善できない、あるいは通報対象の疾病の存在を疑う場合、獣医師あるいは他の資格を有する助言者から助言を求めるべきである。獣医学的治療は獣医師によって処方されるべきである。

獣医サービスによって適切に設定されたプログラムに準拠した、疾病の予防及び治療に関する効果的なプログラムを有するべきである。

ワクチン及び治療は、獣医師またはその他の専門家の助言に従い、その手順に習熟した者によって、肉用鶏の福祉を考慮しながら、実施されるべきである。

病気あるいは怪我をした肉用鶏はできるだけ速やかに安楽死させるべきである。同様に、診断目的の肉用鶏の殺処分も、第 7.6 章に基づき安楽死させるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、死亡率、成績、歩様

2. 環境及び管理

a) 温度環境

肉用鶏のための温度環境は発達段階に適していなければならない、極端な暑熱、湿度及び寒さは避けなければならない。成育期には、変化する気温と相対湿度において肉用

鶏の快適な範囲を決めるためには、熱指標（heat index）が活用できる。

環境条件がこの快適な範囲を超えて推移する場合には、肉用鶏に対する悪影響を軽減するための対策を講じるべきである。これら対策には、高速風による蒸発冷却、飼養密度の低減が含まれる。

温度環境の管理装置は、福祉上の問題が生じる前に故障が発見できるよう、頻繁に点検すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：行動、致死率、接触性皮膚炎、水や飼料の消費量、成績、羽の状態

b) 照明

肉用鶏の休息のため、24時間周期ごとに、適切な長さの連続した暗期を設けるべきである。適切な長さの連続した明期も必要である。

肉用鶏は鶏舎に収容した後、飼料や水を見つけ、活動が刺激され、また検査が適切に行えるよう、明期においては十分な明るさを確保し、かつ明るさを均等に保たなければならない。

照明の変化に徐々に慣れる時間を設けなくてはならない。

福祉の状態を測り得る所見：歩様、代謝疾患、成績、行動、目の状態、損傷率

c) 空気の質

新鮮な空気を供給し、二酸化炭素、アンモニア、塵埃及び過剰な水分含量のような廃ガスを環境中から除外するため、常に適切に換気を行う必要がある。

肉用鶏の背の高さにおいて、アンモニア濃度が 25 ppm を日常的に超えてはならない。

塵埃は最小に抑えられるべきである。肉用鶏の健康と福祉が人工換気システムに依存する状況においては、適切な予備電源と警報システムを備えておくべきである。

福祉の状態を測り得る所見：呼吸器疾患の発生率、代謝疾患、目の状態、成績、接触性皮膚炎

d) 騒音

肉用鶏は様々な大きさや種類の騒音に適用することができる。しかし、家きん同士が積み上がるような、ストレス及び恐怖を示す反応を防ぐため、肉用鶏が突然の又は大きな騒音にさらされることは可能な限り少なくすべきである。換気扇、給餌器またはその他の舎内外の器具は、発生する騒音が最小限となるよう設計、設置、操作、維持すべきである。

農場の位置は、可能な場合には、地域の騒音源を考慮した上で決めるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：毎日の致死率、罹患率、成績、損傷率及び恐怖を示す行動

e) 栄養

肉用鶏は常に、年齢及び系統に適し、健康及び福祉のために必要な栄養を含んだ飼料を与えられなくてはならない。

飼料や水は肉用鶏が受け入れられるものとし、肉用鶏の健康に危害を加える濃度の汚染物質が含まれてはならない。

有害微生物の繁殖を防ぐため、給水装置は定期的に清掃しなくてはならない。

肉用鶏は毎日、適切に給餌されなくてはならない。水は、継続的に利用可能でなくてはならない。

若い雛たちが適切に給餌・給水されるよう、特別な設備（provision）を設けなければならない。

餌または水が摂れない肉用鶏は、速やかに安楽死させるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：飼料及び水の消費量、成績、行動、歩様、疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、致死率、損傷率

f) 床、寝床、休息場所の表面及び敷料の質

鶏舎の床は、清掃・消毒が容易（な構造）であることが望ましい。

砂浴び及び啄みしやすくするため、緩く乾いた寝ワラ材の提供が望ましい。

福祉及び衛生面に及ぼす悪影響を最小にするため、敷料を管理しなくてはならない。敷料の質が悪いと、接触性皮膚炎及び胸ダコを発生し得る。隣（または次）の鶏群の疾病予防のために、敷料は必要に応じて、交換又は適切に処理されなくてはならない。

敷料の質は、使用される材質や異なる管理方法に関連して決まる。材質の種類は慎重に選択しなくてはならない。敷料は、埃っぽく、固まったり湿ったりする状態ではなく、乾燥して砕けやすい状態で維持されなくてはならない。敷料の質の低下は、水の漏出、不適切な飼料配合、腸管感染症、換気不良及び過密飼育を含む一連の要因によって起こりうる。

非常に高い湿度が原因で他の床材が利用できず、すのこの床で肉用鶏が飼養される場

合、床は適切に肉用鶏を補助し、怪我を防ぎ、糞が床下に落ちるもしくは適切に除去できるように、設計、建築、維持しなくてはならない。

怪我を防止し保温するため、初生雛は、身体の大きさに合った適切な種類の床で飼わなければならない。

初生雛を鶏舎収容前に敷料の上で舎飼いする場合、初生雛が通常どおりに行動でき、床に触れることがないように、木くず、わら、籾殻、紙片、処理された使用済み敷料のような汚染されていない素材を層状に、十分深く敷いておかなくてはならない。

福祉の状態を測り得る所見：接触性皮膚炎、羽の状態、歩様、行動（砂浴び、啄み）、目の状態、疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、成績

g) 羽つつきと共食いの防止

肉用鶏は若いことから羽つつきや共食いは滅多に見られない。しかし、羽つつきや共食いが潜在的な問題となる場合には、明度の低減、啄む材料の提供、栄養調整、飼養密度の低減、適切な遺伝系統の選抜といった管理手法を実施しなくてはならない。

断喙はこれらの管理手法がうまくいかない場合の最終的な手段である。

福祉の状態を測り得る所見：損傷率、行動、羽の状態、死亡率

h) 飼養密度

肉用鶏は飼料と水を摂ることができ、身体を動かし、正常な姿勢を取ることができるような飼育密度で舎飼いされなくてはならない。以下の要因が考慮されなくてはならない：管理能力、環境条件、舎飼い方式、生産方式、敷料の質、換気、防疫措置の方策、種鶏、出荷年齢及び体重

福祉の状態を測り得る所見：損傷率、接触性皮膚炎、死亡率、行動、歩様、疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、成績及び羽の状態

i) 屋外の飼養場所

肉用鶏は、十分な羽毛で覆われ、安全に活動できる年齢になったら、すぐに屋外に出すことができる。鶏が鶏舎を自由に出入りできるよう、十分な面積の出口を設けなくてはならない。

部分的な舎飼い及び完全な屋外生産方式においては、屋外の飼養場所の管理が重要である。肉用鶏が病原体又は寄生虫に感染する危険性を減らすため、土地及び牧草地の管理措置を講じなくてはならない。飼養密度を制限すること又はいくつかの土地を交代で連続的に使用することが、そのような措置に含まれ得る。

屋外の飼養場所は、水はけのよい土地に設置し、沼地やぬかるみを最小限にするよう

管理しなくてはならない。

屋外の飼養場所には、肉用鶏を庇護する場所（shelter）を用意し、有害植物や汚染物質があってはならない。

完全な屋外生産方式では、気候条件の悪影響から肉用鶏を保護しなくてはならない。

福祉の状態を測り得る所見：行動、寄生虫感染の発生率、成績、接触性皮膚炎、羽の状態、損傷率、致死率、罹患率

j) 捕食者からの保護

肉用鶏を、捕食者から保護しなければならない。

福祉の状態を測り得る所見：恐れを示す行動、致死率、損傷率

k) 肉用鶏の系統の選択

特定の場所や生産システムにおける遺伝系統を選択する際には、生産性だけでなく、福祉や健康面も考慮しなくてはならない。例えば、成長率の速さから選抜された肉用鶏は、代謝性疾患及び接触性皮膚炎にかかる危険性が高いことから、適切な管理措置によって、これを軽減する必要がある。【検討中】

福祉の状態を測り得る所見：歩様、代謝性疾患、接触性皮膚炎、致死率、行動、成績

l) 苦痛を伴う措置

断嘴、爪切り、断冠のような苦痛を伴う措置は、肉用鶏に対して日常的に行うべきではない。

治療的な断嘴が必要な場合にはできるだけ若齢のうちに、訓練を受け熟練した職員が行うこととし、痛みを最小にし出血を抑える方法を用いて、必要最小限の嘴を除去するように注意しなくてはならない。

外科的な去勢は、適切な鎮痛及び感染を抑える手段を取らずに実施すべきではなく、かつ獣医又は獣医の監督の下、訓練を受け熟練した職員のみが実施することができる。

福祉の状態を測り得る所見：致死率、淘汰及び罹患率、行動

m) （肉用鶏の）取扱いと検査

肉用鶏は、少なくとも毎日、検査しなくてはならない。検査には、主に3つの目的がある：病気または怪我をした肉用鶏を見つけ、治療または殺処分する、鶏群の福祉又は健康上の問題を見つけて改善する、そして死亡した肉用鶏を取り除くことである。

検査は、例えば、ゆっくり静かに群れの中を歩くなど、肉用鶏を不必要に刺激しない

ように行わなくてはならない。

肉用鶏を取り扱う際には、怪我をさせたり、不必要に怯えさせたり、ストレスを与えてはならない。

肉用鶏が不治の病、著しい奇形や怪我を負った場合には、鶏群から取り除き、第 7.6 章に記載されたとおり、できる限り早くに安楽死させなくてはならない。

脊椎脱臼は、第 7.6.17 条に記載されたとおり、適切な能力に基づき実施される限りにおいて、少数の肉用鶏を殺処分するために許容されている方法である。

福祉の状態を測り得る所見：行動、成績、損傷率、致死率、鶏鳴、罹患率

n) 職員研修

肉用鶏に責任を持つ全ての者は、適切な研修を受けているかまたは責務を履行できる能力を身につけていることを証明することができなければならない。肉用鶏の行動、取扱い技術、緊急の処分方法、防疫措置、疾病の一般的な徴候、動物福祉の欠如を示す指標及びその緩和策に関する十分な知識を持っていないといけない。

福祉の状態を測り得る所見：全ての福祉の状態を測り得る所見が該当し得る。

o) 緊急時の計画

肉用鶏生産者は、自然災害、疾病の発生、機械装置の故障の影響を最小化及び軽減するための緊急時の計画を作成しておかなくてはならない。計画には、機能異常を検出するための安全警報装置、予備発電設備、維持管理業者の確保、代替暖房又は冷却装置、農場の貯水能力、水の運搬業者の確保、農場での飼料の適切な備蓄と代替飼料の供給先の確保並びに換気の非常事態への対応策といった事項を含むものとする。

緊急時計画は、獣医サービスにより作成又は推奨される国内計画と整合していなければならない。

p) 農場の立地、建築及び設備

肉用鶏の農場の立地は、火事・洪水、その他の自然災害の影響を受けないよう、可能な限り安全な場所を選ばなければならない。さらに、防疫措置の危機、化学的・物理的汚染物質への肉用鶏の曝露、騒音及び気候条件の悪影響を回避し、又は最小にする場所に、農場を立地しなくてはならない。

肉用鶏が出入りする鶏舎、屋外の飼養場所及び設備は、肉用鶏に怪我や痛みを与えることのないよう設計し、維持されなくてはならない。

火事その他の危害を最小にするよう、肉用鶏の鶏舎は建設され、電気及び燃料設備が設置されなくてはならない。

肉用鶏生産者は、壊れた場合に肉用鶏の福祉に危害を加えかねない全ての設備に関して、維持管理計画を組まなくてはならない。

q) 農場での収穫

と殺予定時間の前に、肉用鶏に給餌しない期間を過度に長くすべきではない。

水は収穫まで飲めるようにしておくべきである。

病気又は怪我で搭載又は輸送に適さない肉用鶏は、安楽死させなくてはならない。

捕獲は熟練した動物取扱者が実施し、ストレス及び恐怖を示す反応並びに怪我をできるだけ少なくするためにあらゆる手段をとらなくてはならない。捕獲時に肉用鶏が怪我をした場合には、安楽死させなければならない。

肉用鶏の首または翼を持って取り上げてはならない。

肉用鶏を、注意深く輸送用コンテナに入れなくてはならない。

捕獲機を使用する場合には、肉用鶏の怪我やストレス、恐怖を最小限にするよう設計、操作、手入れをしなくてはならない。機械が故障した場合に備えて、緊急時対応策を作成しておくことが望ましい。

捕獲時には、肉用鶏を落ち着かせるため、薄暗いもしくは青い照明の下で行われることが望ましい。

捕獲は、と殺までの時間を最短にし、捕獲・輸送及び補綴された状況での気候的ストレスを最小とするよう計画されなくてはならない。

輸送コンテナの収容密度は、気候条件に適し、快適さが維持されたものでなくてはならない。

コンテナは肉用鶏の怪我を防止するよう設計し手入れされていなければならず、清掃し、必要に応じて定期的に消毒しなければならない。

福祉の状態を測り得る所見：損傷率、収穫時及び食鳥処理場到着時の致死率

【仮訳】

第7.9.章 アニマルウエルフェアと肉用牛生産方式**第7.9.1.条 定義**

肉牛の生産方式は、牛肉の消費を目的とした牛の繁殖、育成、仕上げ作業の一部または全部を含む、すべての商業目的の牛の生産方式として定義される。

第7.9.2.条 適用範囲

この章では、子牛の誕生から仕上げに至るまでの肉牛生産方式の福祉を対象としている。子牛肉(veal)の生産は対象としていない。

第7.9.3.条 商業目的の肉用牛生産方式

商業目的の肉用牛生産方式は以下を含む：

1. 集約型

牛は舎飼いされ、餌、居住場所、水のように毎日、動物が基本的に必要としているものを、人間からの供給に完全に依存している。

2. 粗放型

牛は屋外を自由に歩き回ることができ、摂食（放牧を通じて）、飲水、居住場所について、ある程度自律的な選択が可能である。

3. 準集約型

牛は、上記集約型または粗放型を組み合わせた飼養方法である。気候や生理状態の変化に応じて二つの型のいずれかに変化する場合と、同時に二つの型を組み合わせた場合がある。

第7.9.4.条 肉用牛の福祉のための基準又は福祉の状態を測ることができるもの

以下の結果から（福祉の状態を）測り得る所見、特に動物の状態から測りうる所見は、アニマルウエルフェア（以下、動物福祉）の有用な指標となる。牛が管理されている様々な状況に応じて、これらの指標を用い、適切な閾値を適用すべきである。その際、生産方式の設計も考慮しなければならない。

1. 行動

特定の行動は、動物福祉の問題を示唆していることがある。これら特定の行動には、

摂食量の減退、呼吸促迫、息切れ（スコアにより評価）、常同症（同じ行動の繰り返し）、攻撃、沈鬱、その他の異常な行動が含まれる。

2. 罹患率

疾患、跛行、術後合併症、負傷率を含む罹患率の一定の閾値を超える増加は、全群の動物福祉の状態を示す直接あるいは間接的な指標となるかもしれない。疾患や症候群の病因を理解することは潜在的な動物福祉の問題を検出するために重要である。跛行スコアなどのスコアリングシステムは、追加的情報を提供することができる。

死後検査は、家畜の死因を確定するために有用である。臨床及び死後の病理学的特徴は疾病、傷害および動物福祉が損なわれたおそれがあるその他の問題の指標として利用可能である。

3. 死亡率

死亡率は、罹患率と同様、動物福祉の状況の直接的または間接的な指標となるかもしれない。生産方式に応じて、死亡率の推定値は死亡原因、時間的変化、空間的パターンを分析することによって得られる。死亡率は、日、月、年単位または生産サイクル中の主要な飼養管理活動を基準に、定期的に記録すべきである。

4. 体重と身体の状態（栄養状態）の変化

成長期にある動物では、体重増加は、動物の健康と福祉の指標となるかもしれない。貧弱な身体の状態と顕著な体重減少は、福祉が損なわれているかどうかの指標となり得る。

5. 繁殖効率

繁殖効率は、動物の健康と福祉の状態の指標になり得る。悪い繁殖成績、例えば、

- 発情休止期または産後期間の延長
- 低受胎率
- 高流産率
- 高難産率

から、動物福祉の問題が示唆されることがある。

6. 外貌

外貌は、動物の健康と福祉だけでなく、管理状況の指標となるかもしれない。福祉の問題が示唆され得る外貌所見は次のとおり。

- 外部寄生虫の有無
- 異常な被毛の色調または質感、または糞、泥又は汚物による過度な汚れ
- 脱水
- 衰弱

7. 取り扱い時の反応

不適切な取り扱いは、牛に恐怖と苦痛を起こすことがある。以下が指標に含まれる。

- 保定枠または誘導路（枠）を出る早さ
- 保定枠内または誘導路における行動スコア
- 滑ったまたは転倒した動物の割合
- 電気式の追い棒で移動させた動物の割合
- 囲いや門にぶつかった動物の割合
- 管理中に負傷（角、肢の損傷、裂傷など）した動物の割合
- 保定中に声を上げた動物の割合

8. 通常管理処置に起因する合併症

肉用牛の生産効率を向上し、管理を容易にし、人の安全と動物福祉を向上するため、外科的および非外科的処置が一般的に行われる。しかし、これらの処置が正しく施術されない場合、動物の福祉が損なわれる可能性がある。このような問題の指標には以下が含まれる。

- 術後の感染や腫脹
- ハエ蛆症
- 死亡率

第 7.9.5.条 推奨事項

各推奨事項には、第 7.9.4 条に記した福祉の状態を測り得る所見のうち関連するもののリストが含まれている。このリストは、他で必要に応じて用いられている評価基準を否定するものではない。

1. 防疫措置と動物衛生

a) 防疫措置と疾病予防

防疫措置とは、牛群を特定の健康状態に維持し、感染性病原体の侵入や拡散を防ぐために計画された一連の措置を意味する。

防疫措置の計画は、望ましい牛群の健康状態や現在の疾病リスクに応じて、かつ OIE リスト疾病については陸生コードの関連する推奨事項に従って設計、導入すべきである。

防疫措置の計画は、病原体拡散の主要な汚染源と感染経路の制御に対処する必要がある。

- i) 牛
- ii) その他の動物
- iii) 人
- iv) 機材器具
- v) 車両
- vi) 空気
- vii) 水の供給

viii) 飼料。

(結果から)福祉の状態を測り得る所見：罹患率、死亡率、繁殖効率、体重および身体状態の変化

b) 動物の健康管理

動物の健康管理とは、牛群の身体的又は行動上の健康と福祉を最適化するために計画したシステムを意味し、疾病、怪我、死亡率、治療の記録を適切に織り交ぜた、疾病の予防、治療及び管理並びに牛群の状態を含む。

疾病の予防と治療のための効果的なプログラムが存在し、それは資格を持つ獣医師によって適切に作られたプログラムと整合するものでなければならない。

牛の管理責任者は、摂食・摂水量の減少、体重と身体状態の変化、行動の変化や外貌の異常などの、体調不良や苦痛の徴候に注意すべきである。

身体や心を患っている危険性が高い牛は、動物取扱者によるより頻繁な調査が必要となる。動物取扱者が体調不良や苦痛の原因を取り除くことができなかつたり、リストされた報告義務疾病の存在を疑う場合には、獣医師やその他の資格を持つアドバイザーなど、訓練と経験を有する者の助言を受けるべきである。

牛への予防接種及びその他の治療は、手順を熟知した者から、獣医または他の専門家の助言に基づいて実施すべきである。

動物取扱者は、歩行できない牛を認識し扱うための経験を持つべきである。彼らには慢性的な病気や怪我をした牛を管理する経験も必要である。

歩行できない牛は、水は常に、餌も一日一回提供される状態にし、治療または診断のため絶対的に必要でない限りは輸送または移動すべきではない。移動は引きずったり、過度に持ち上げない方法で慎重に行うべきである。

治療が試みられた時、補助なしで立ち上がれず摂飲食を拒否し回復の見込みがない牛は、第 7.5 章にしたがって人道的に殺処分すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：罹患率、死亡率、繁殖効率、行動、外貌並びに体重及び身体の状態の変化。

2. 環境

a) 温度環境

牛は、特に予想される状況に対して適切な品種が選択された場合、広い範囲の温度環境に適応できるが、天候の急激な変動は暑熱または寒冷ストレスを引き起こすこ

とがある。

i) 暑熱ストレス

牛への暑熱ストレスの危険性は、気温、相対湿度、風速といった環境要因と、品種、年齢、身体の状態、代謝率と被毛の色と密度といった動物側の要因によって影響を受ける。

動物取扱者は、暑熱ストレスが牛に与える危険性を認識すべきである。暑熱ストレスを引き起こすと予想される条件のときには牛を動かす必要がある日常的な活動は中止すべきである。暑熱ストレスの危険性が非常に高いレベルに達した場合、動物取扱者は、飼養密度の低減、庇蔭、飲用水への自由なアクセス及び被毛に浸透する散水利用による冷却の提供を含む緊急行動計画を定めるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：息切れスコアと呼吸率を含む行動、罹患率、死亡率

ii) 寒冷ストレス

牛、特に新生子牛や若い牛、そのほか生理学的に損傷した牛で、その福祉に重大な危険性を生む恐れがある場合、極端な気象条件からの保護を提供すべきである。こうした保護は、自然または人工的なシェルターによって達成することができる。

動物取扱者は、牛が寒冷ストレス時に適切に飲水・摂食できるようにすべきである。極端に寒い気象状況の間、動物取扱者は、牛に退避場所、適切な餌や水を提供するために、緊急時行動計画を策定すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：死亡率、外貌、異常な姿勢、震えと密集を含む行動。

b) 照明

自然光が当たらない屋内で飼育されている牛にも、自然な行動パターンを促し、動物の適切な観察が可能となるよう、健康と福祉に十分な自然周期に従った補助照明を提供する必要がある。

福祉の状態を測り得る所見：行動、罹患率、外貌。

c) 空気の質

良質の空気は、牛の健康と福祉にとって重要な要素である。空気の質は、気体、塵や微生物などの構成要素の影響を受け、特に集約型生産方式においては、管理方法に大きな影響を受ける。空気の構成要素は、飼養密度、牛の大きさ、床、寝床、廃棄物管理、建物の設計と換気システムによって影響を受ける。

適切な換気は、牛の効果的な放熱のために重要であり、アンモニアや排泄ガスの蓄積を防止する。空気の質の悪さと不十分な換気は、呼吸の不快感や疾病の要因となる。閉鎖環境のアンモニア濃度は 25 ppm を超えないようにすべきである。

福祉の状態を測り得る所見：罹患率、行動、死亡率、体重及び身体の状態の変化。

d) 騒音

牛は、異なるレベルとタイプの騒音に適応可能である。しかし、突然のまたは大きな音に牛を暴露することは、ストレスと恐怖反応（例えば暴走）を防止するために可能な限り少なくすべきである。換気ファン、給餌機またはその他の屋内外の機器は、騒音が最小限となるように製造、設置、運用、維持すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：行動。

e) 栄養

肉用牛の栄養学的要求量はすでに明らかになっている。飼料中のエネルギー、タンパク質、ミネラルとビタミンは、成長、飼料効率、繁殖効率、体型を決定する主要要因である。

牛には、生理的欲求を満たす適切な質と量のバランスのとれた栄養を提供する必要がある。牛が粗放型生産方式におかれている場合、短期間極端な気候に暴露することによっても、毎日生理的に必要な栄養が取れない恐れがある。そうした場合で福祉の状態が危機にある場合、動物取扱者は、栄養低下期間が長期化しないよう、緩和策をとるべきである。

動物取扱者は、牛の適切な身体の状態について十分な知識を持っている必要があり、身体の状態が許容範囲外とならないようにすべきである。飼料の補充がない場合、屠畜、販売、移転または安楽死を含め、飢餓を避ける手順を踏むべきである。

飼料および飼料原料は、必要な栄養を満たすために十分な品質のものでなければならない。適切と考えられる場合は、動物の健康に影響を与えるような物質が含まれていないか、飼料および飼料原料を検査すべきである。

集約型生産方式における牛は、一般的に穀物（トウモロコシ、マイロ、大麦、穀物副産物）の割合が高く粗飼料（干し草、わら、サイレージ、さやなど）の割合が低い飼料を摂っている。仕上げ中の牛で粗飼料が不足すると、舌遊びといった異常な行動を助長することになる。飼料中の穀物割合が増加すると、消化異常のリスクは相対的に増加する。動物取扱者は、牛の大きさ、年齢、気候、飼料組成、突然の餌の変更が、消化不良やその他の悪影響（アシドーシス、鼓張症、肝膿瘍、蹄葉炎）を起こすことを理解する必要がある。生産者は必要に応じて、牛の栄養の専門家に飼料の配合や給餌法に関する助言を求めるべきである。

生産者は、集約型または粗放型生産方式で発生しうる、地域特有の微量栄養素欠乏症または過剰に精通し、必要に応じて、適切に補助栄養を与えるべきである。

すべての牛は、生理学的要求量を満たし、かつ健康に有害な汚染物質を含まない口

当たりのいい水をいつでも十分に取ることができなければならない。

福祉の状態を測り得る所見：死亡率、罹患率、行動、体重及び身体状態の変化、繁殖効率。

f) 床、寝床、休息場所の表面と屋外飼養場所

すべての生産方式において、牛には水はけがよく快適な休息場所が必要である。群内のすべての牛が同時に横臥し、休息するのに十分なスペースを確保すべきである。

集約型生産方式における牛房の床の管理は、牛の福祉に大きな影響を与える可能性がある。例えば、過度に水及び便が蓄積するといった休息に適さない場所がある場合は、(牛が)不快になるほど深くならないようにし、牛が使用可能な領域の計算に入れるべきではない。

牛房の傾きは、飼い葉桶からの排水を可能にし、牛房内に水が過度にたまらないように維持すべきである。

牛房は、きれいな環境が維持されるように、最低限生産サイクルごとに一回洗浄すべきである。

牛がすのこの床の上で飼育されている場合、すのこと間隙の幅は、怪我を防ぐため、牛の蹄の大きさにあわせた適切なものとすべきである。すのこの床の上で飼われている牛には、可能な限り、寝床を確保しなければならない。

藁またはその他の寝床を使う場合、乾燥していて牛が横たわるのに快適な環境に維持すべきである。

コンクリート製の通路の表面は溝を掘るか適当な凹凸構造とし、牛に適切な足場を提供すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：事故発生率（例えば跛行、褥瘡）、行動、体重及び身体状態の変化、および外貌。

g) 社会的な環境（動物同士の群内環境）

牛を管理する際、動物同士の群内環境は、特に集約型生産方式において、動物福祉に影響するため、これを考慮する必要がある。問題となるのは次のようなものである：闘争活動及び乗駕、未經産雌牛と去勢雄牛の混合、異なる大きさや年齢の牛の同じ牛房内での給餌、高い飼養密度、不十分な餌場のスペース、不十分な水へのアクセス、種雄牛の混合。

すべての生産方式において牛の管理には、群内の動物同士の社会的相互作用を考慮すべきである。動物取扱者は、群内の優劣が群によって異なることを理解し、いじ

めや過度の乗駕の証拠から、例えば、群内で、極度の老若、大小などリスクが高い動物に注目する必要がある。動物取扱者は、特に群を混合した後、動物間の敵対的な緊張関係が増すおそれがあることを理解する必要がある。過度の闘争活動や乗駕によって苦しんでいる牛は、グループから除く必要がある。

怪我をする危険性があるので、角のある牛とない牛は混ぜるべきではない。

適切な囲い込みによって、牛の不適切な混合によって生じる可能性のある動物福祉の問題を最小限に抑えるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：行動、物理的な外観、体重および身体の状態の変化、罹患率および死亡率。

h) 飼養密度

高い飼養密度は怪我の発生を増やし、成長率、飼料効率および、例えば運動、休息、摂食、摂水といった行動に悪影響を与える可能性がある。

飼養密度は、混雑によって牛の正常な行動に悪影響を与えないよう管理すべきである。これには、怪我の恐れなく自由に横臥できること、囲いの中を自由に移動し、餌や水を取ることができることを含む。飼養密度は体重増加や横になっている時間が、混雑によって悪影響を受けないよう管理すべきである。異常行動が見られる場合は、飼養密度を下げるといった対策を取るべきである。

粗放的な生産方式では、飼養密度は、牛の飼料供給可能量に合わせるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：行動、罹患率、死亡率、体重および身体の状態の変化、外貌。

i) 外敵からの保護

牛は、捕食者から可能な限り保護する必要がある。

福祉の状態を測り得る所見：死亡率、罹患率（負傷率）、行動、外貌。

3. 管理

a) 遺伝的選抜

特定の場所や生産方式に適した品種や亜種を選ぶ場合には、生産性に加えて、快適性と健康状態を考慮する必要がある。例として、必要な栄養状態の維持、外部寄生虫への抵抗性や暑熱の許容範囲がある。

品種内の個々の動物は、動物の健康と福祉にとって遺伝的によりすぐれた子孫を残すよう選抜できる。例として、母性本能、分娩の容易さ、出生体重、泌乳能力、体型と気質がある。

福祉の状態を測り得る所見：罹患率、死亡率、行動、外貌、繁殖効率。

b) 繁殖管理

難産は、肉牛の福祉を損なうおそれがある。分娩時の母牛と子牛両方の健康と福祉を確保するため、未経産牛は十分に性成熟するまで繁殖に供すべきではない。種雄牛は、子牛の大きさに与える遺伝的影響が高く、分娩の難易度に有意に影響する可能性がある。種雄牛選択には雌牛の成熟度や大きさを考慮する必要がある。経産牛、未経産牛とも母牛と子牛の福祉を損なうリスクが高まるような方法で、移植や受精をおこなうべきではない。

妊娠中の雌牛は、太りすぎたり痩せすぎたりしないよう管理すべき。過度の肥満は難産のリスクを増やし、太りすぎ、痩せすぎとも妊娠後期または分娩後の代謝性疾患のリスクを高める。

可能であれば出産が近づいた妊娠牛は観察下におくべきである。分娩に関する問題が起こった動物は、可能な限り早期に、能力のある者が介助すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：罹患率（難産の割合）、死亡率（母牛と子牛）、繁殖効率

c) 初乳

初乳から十分な免疫を得られるかどうかは一般的に、摂取した初乳の量と質、そして出産後どれくらい早く子牛が初乳を受けるかに依存する。

可能であれば、動物取扱者は子牛が生後 24 時間以内に十分な初乳を受け取れるようにすべきである。

福祉の状態を測り得る所見：死亡率、罹患率、体重の変化。

d) 離乳

本章では離乳とは、子牛の餌を乳ベースのものから線維状のものへ移行すること意味する。肉牛の生産方式では、離乳は子牛期のストレスとなりえる。

子牛の離乳は、反芻動物の消化の仕組みが、成長と福祉を維持するために十分に発達してから行うべきである。

肉牛の生産方式では様々な離乳方法が用いられる。これらには強制離乳、柵による分離、哺乳を抑制するために子牛の鼻に器具を装着する方法が含まれる。

強制離乳の後、移動のような追加的なストレスを伴うばあいには、牛の罹患率が上昇するおそれがあることから細心の注意を払うべきである。

肉牛生産者は、必要に応じて、牛の種類と生産方式に応じた最も適切な離乳時期と方法に関する専門的な助言を求めるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：罹患率、死亡率、行動、外貌、体重および身体の状態の変化。

e) 痛みを伴う処置の手順

牛には、生産効率、動物の健康と快適性、人間の安全性の理由から、痛みを伴う可能性のある処置が日常的に行われている。これらの処置は、動物に対する苦痛やストレスを最小限にするよう施術する必要がある。これらの処置は、できるだけ若いうちに実施するか、獣医師の監督や助言に基づいて鎮静または麻酔下で実施すべきである。

動物福祉を向上させるための将来的な選択肢としては、管理戦略によってこうした処置を不要とする、処置を必要としない牛を育種する、動物に快適性を増すことが知られている非外科的代替手段で置き換える、といったことが考えられる。

痛みを伴う処置の例：去勢、除角、卵巣摘出（spaying）、断尾、個体標識。

i) 去勢

肉牛の去勢は、動物間の争いを減らし、人間の安全性を向上させ、群れの中で不必要な妊娠を回避し、生産効率を高めるため、多くの生産方式で実施されている。

生産者は、肉牛を去勢する必要がある場合、牛の種類と生産方式に応じて最適な方法と時機について、獣医師から指導を受ける必要がある。

肉牛で使用されている去勢の方法は、精巣の外科的な除去、虚血法、及び精索の破壊や切断が含まれる。

牛はできれば3ヶ月齢より前に、またはこの年齢を超えて最初に飼養する機会に、動物に最小限の痛みや苦痛を伴う方法で去勢すべきである。

生産者は、特に高齢の動物について、鎮静または麻酔の利用可能性や妥当性について獣医師から指導を受ける必要がある。

肉牛の去勢を行う技術者は、用いる処置について訓練を受けて適切な能力を有し、合併症の徴候を認識できなければならない。

ii) 除角（角芽の除去を含む）

肉牛は、怪我や皮革の損傷を減らし、人間の安全性を向上し、施設の破損を減らし、輸送と取り扱いを容易にするため、一般的に除角される。生産方式に応じて実用的かつ適切な場合、除角より、角のない牛を選抜する方が望ましい。

生産者は、肉牛を除角する必要がある場合、牛の種類と生産方式に応じて最適な方法と時機について獣医顧問（アドバイザー）から指導を求めなければならない。

牛は、実用的な場合、角が発達初期の蕾の段階、またはこの年齢を超えて最初に飼養する機会に除角すべきである。これは角の発達段階において角芽の状態であれば、組織的外傷を最小限にでき、角が頭骨に接していないからである。

発達初期における除角の方法には、刃物による角芽の除去、熱による角芽の焼灼、角芽焼灼のための薬剤塗布を含む。角の発達が始まった後の方法としては、頭蓋骨に近い基部で切削または鋸によって角を除去する方法がある。

生産者は、特に年を取って角が成長した牛について、鎮静または麻酔の利用可能性や妥当性について獣医師に指導を求める必要がある。

肉用牛の除角を行う技術者は、用いる処置について訓練を受けて適切な能力を有し、合併症の徴候を認識できなければならない。

iii) 卵巣摘出（Spaying）

未経産牛の卵巣摘出は、粗放的な放牧環境下で不必要な妊娠を防ぐために必要となることがある。外科的卵巣摘出は、獣医師や高度な訓練を受けた技術者が行なうべきである。生産者は、卵巣摘出に際して、鎮静または麻酔の利用可能性や妥当性について獣医師に指導を求める必要がある。鎮痛または麻酔の使用が奨励されるべきである。

iv) 断尾

断尾は、舎飼い環境下で尾の先端の壊死を防ぐために、行われてきた。一頭当たりのスペースを増やし、床敷きを適切にすることで、尾の先端の壊死を防ぐ効果があるとの研究成果がある。従って、生産者に対して肉牛の断尾は推奨できない。

v) 個体標識

耳標装着、耳刻、入墨、凍結烙印および無線周波数識別装置（RFID）は、動物福祉の観点から、恒久的識別手段として好ましい方法である。しかし、焼きごてによる烙印が必要とされたり、これが唯一実用的で恒久的な肉牛の標識方法である場合がある。烙印する場合は、迅速に、巧妙に、適切な器具を用いて実施すべきである。個体標識の方式は、第 4.1 章に即して導入すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：術後合併症率、罹患率、行動、外貌、体重および身体の状態の変化。

f) 取り扱いと検査

肉牛は、生産方式並びに健康と快適性を損なうリスクに応じて適切な間隔で検査すべきである。集約型生産方式では、少なくとも一日一回、牛を観察すべきである。

より頻繁な観察が動物を利する場合がある。例えば、新生子牛、妊娠後期の牛、離乳したばかりの子牛、環境ストレスを経験した牛、痛みを伴う管理処置や獣医の外科的処置を受けた後の牛。

動物取扱者は、肉牛の健康、病気や快適性に関する臨床的徴候に気づくことができなければならない。牛の健康と快適性を適切に確保するため、十分な数の動物取扱者がいなければならない。

病気や怪我がみつかった牛は、できるだけ早い機会に有能で訓練された動物取扱者によって適切に処置されるべきである。動物取扱者が適切に処置できない場合は、獣医による治療がなされるべきである。

予後不良で回復の見込みがほとんどないとみられる動物は、できるだけ早く安楽死させるべきである。安楽死法については第 7.6.5 条を参照。

牛の扱いについての推奨事項は第 7.5 章にも記載されている。

肉牛は、粗放的な状態から管理施設に集める場合、静かにそして冷静に、最も遅い動物の歩調に合わせて移動させる必要がある。気象条件を考慮し、牛を過度に高温または低温の状況下に集めてはいけない。牛に苦痛まで引き起こしてはいけない。牛を集め、取扱うことがストレスを引き起こす可能性が高い場合は、一度に複数の管理処置を組み合わせることを避けるよう考慮すべきである。取扱い自体がストレスとならない場合でも、複数の処置の継続によりストレスが追加されないよう、管理処置は、時間をかけて段階的に実施すべきである。

牛を集める際、適切に訓練された犬は、効果的な補助手段となる。牛は異なる視覚的な環境に適応可能である。しかし、牛を突然または持続的に移動させたり、視覚的に大きく異なる環境にさらすことは、ストレスや恐怖に対する反応を防止するために可能な限り最小限にすべきである。

電気麻酔 (Electroimmobilisation) は使用してはならない。

福祉の状態を測り得る所見：取扱いに対する反応、罹患率、死亡率、行動、繁殖効率、体重および身体の状態の変化。

g) 人材育成

肉牛を担当するすべての人々は、その責任に応じた能力を持つ必要があり、牛の飼育、行動、防疫措置、病気の一般的な徴候、ストレス、痛み、不快感といった動物福祉が損なわれている指標やその軽減法について理解する必要がある。

こうした能力は、正式な訓練または実際の経験を通して得ることができる。

福祉の状態を測り得る所見：取扱いに対する反応、罹患率、死亡率、行動、繁殖効率、体重および身体の状態の変化。

h) 緊急時の計画

肉牛の生産者は、停電、断水や飼料の供給停止が動物福祉を脅かすことが想定される場合、これらの供給体制の停止を補填するための緊急時対応（危機管理）計画を立てておく必要がある。これらの計画には、誤動作を検出するための警報器、非常用発電機、機器メンテナンス業者の確保、農場での貯水や水の運搬サービスの確保、農場での餌の貯蔵や飼料代替供給先の備えが含まれる。

熱ストレス、干ばつ、吹雪、火事や洪水といった自然災害や極端な気候条件などの影響を最小限に軽減する計画が整っている必要がある。病気や怪我をした牛の安楽死の手順は、緊急時行動計画の一部とすべきである。干ばつ時には、動物管理に関する決定は可能な限り早期に行い、牛の頭数を減らすことも考慮しなければならない。緊急時対応計画は、国の事業や獣医サービスの勧告に整合した疾病発生時の農場管理計画を含む必要がある。

i) （農場の）場所、建造物、設備

肉牛の農場は、牛の健康、快適性および生産性に資する適切な場所に設営しなければならない。

肉牛のためのすべての施設は、牛の快適性を損なう恐れを最小限に抑えるよう設置、維持、運用されなければならない。

肉牛を取扱い保定するための設備は、傷、痛みや苦痛を最小限にする方法でのみ使用すべきである。

集約型または粗放型生産方式で飼育されている牛には、快適で、動物同士の群内環境に適切なスペースを提供すべきである。

繋ぎ飼いの牛は、最低限、横臥できなければならない、屋外で繋留される場合は、転回及び歩行（turn around and walk）できなければならない。

集約的生産方式において餌場は、牛が適切に摂食できるよう十分な大きさでなければならない、清潔で、腐ったり、かびたり、酸っぱくなって固まり、または、まずい餌がないようにすべきである。また、牛は常に飲水可能な状態にすべきである。

牛舎の床は適切に排水され、牛舎と移動通路と保定枠は牛が怪我をしないよう、滑りにくくする（摩擦がある）必要がある。

移動通路、保定枠と牛房は、牛が怪我をしないよう、とがった角や突起をなくすべきである。

通路と門は、牛の動きを妨害しないように設計し利用すべきである。滑りやすい床は避けるべきである。溝を付けたコンクリート、金属格子（とがっていないもの）、ゴム製のマットまたは深い砂を用いることで、滑ったり転倒したりする恐れを最小限に抑えることができる。滑ることを防ぐには、静かに取り扱うことが必須である。門や保定器を使用するときは、牛に苦痛を与える可能性があるため、過度な騒音は最小限に抑えるべきである。

油圧、空気圧式及び手動の保定器具は、扱う牛の大きさに合わせて適切に調整すべきである。油圧及び空気圧式保定器具は、怪我を防ぐための圧力制限装置が必要である。動作部品の定期的な清掃と手入れは、適切な機能を確保するために不可欠であり、牛の安全につながる。

牛舎にある機械、電気設備は、牛にとって安全なものでなければならない。

ディッピングバス（浸漬槽）は、外部寄生虫制御のために肉牛の生産に使用されることがある。これらが使用される場合には、混雑の危険性を最小限に抑え、怪我と溺死を防ぐように設計、運用すべきである。

農場での牛の積み込みについては第 7.2、7.3、7.4 章に従って実施すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：取扱いに対する反応、罹患率、死亡率、行動、体重及び身体の状態の変化、外貌、跛行。

j) 安楽死

病気や怪我をした牛は、治療を継続するか安楽死を行うか決定するため、迅速に診断すべきである。

安楽死の決定と実施は能力のある者が行うべきである。

安楽死の理由としては次のようなものが含まれる。

- i) 重度の衰弱、歩行不能または起立不能になる恐れがある弱い牛。
- ii) 起立しなかったり、摂飲食を拒否したり、治療に反応しない歩行不能の牛。
- iii) 治療がうまくいかず、容体が急速に悪化した牛。
- iv) 衰弱を引き起こす強い痛み。
- v) 複雑骨折。
- vi) 脊髄損傷。
- vii) 中枢神経系の疾患。
- viii) 慢性的な体重減少を伴う複数の関節の感染。

安楽死法については第 7.6.5 条を参照。